

台風（暴風）及び大雨・大雪に対する休校措置の申し合わせ

令和6年1月30日 校長制定
令和7年4月 1日 改正

本校では、台風（暴風）及び大雨・大雪による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業及び中間・定期試験（以下「授業等」という。）の休校等の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風（暴風）の接近による休校措置の取扱い

（1）通常の休校措置

次のいずれかに該当する場合又は該当する可能性がある場合は、リスク管理室で対応を協議した上で校長が決定し、決定した期間を休校とする。ただし、リスク管理室で対応を協議できない場合は、リスク管理室長及び教務主事に対応を協議した上で校長が決定する。

①福井県「嶺北北部」「嶺北南部」地域に属するいずれかの市町村に台風（暴風）を原因として「暴風警報」あるいは「警戒レベル4」が発令されている場合

②台風（暴風）を原因としてハピラインふくい（敦賀～大聖寺間の全部あるいは一部）が終日不通の場合

（2）緊急対応

上記（1）に定める通常の休校措置が決定していない場合において、午前6時30分時点で次のいずれかに該当する場合は、当日を休校とする。

①福井県「嶺北北部」「嶺北南部」地域に属するいずれかの市町村に台風（暴風）を原因として「暴風警報」あるいは「警戒レベル4」が発令されている場合

②台風（暴風）を原因としてハピラインふくい（敦賀～大聖寺間の全部あるいは一部）が終日不通の場合

2. 大雨・大雪による休校措置の取扱い

（1）通常の休校措置

次のいずれかに該当する場合又は該当する可能性がある場合は、リスク管理室で対応を協議した上で校長が決定し、決定した期間を休校とする。ただし、リスク管理室で対応を協議できない場合は、リスク管理室長及び教務主事に対応を協議した上で校長が決定する。

①福井県「嶺北北部」「嶺北南部」地域に属するいずれかの市町村に大雨・大雪を原因として「警戒レベル4」が発令されている場合

②大雨・大雪を原因としてハピラインふくい（敦賀～大聖寺間の全部あるいは一部）が終日不通の場合

（2）緊急対応

上記（1）に定める通常の休校措置が決定していない場合において、午前6時30分時点で次のいずれかに該当する場合は、当日を休校とする。

- ①福井県「嶺北北部」「嶺北南部」地域に属するいずれかの市町村に大雨・大雪を原因として「警戒レベル4」が発令されている場合
- ②大雨・大雪を原因としてハピラインふくい（敦賀～大聖寺間の全部あるいは一部）が終日不通の場合

3. 警報等の確認方法

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、テレビ・ラジオ・ホームページ等での報道によるものとする。

4. 教職員、学生等への休校措置等の通知方法等

教職員及び学生等に対する休校措置等決定の通知方法等は次のとおりとする。

（1）通常の休校措置

- ①校内放送、学寮放送で適宜通知
- ②Microsoft365 で「全学生」宛に通知
- ③さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④本校ホームページ上で通知

（2）緊急対応

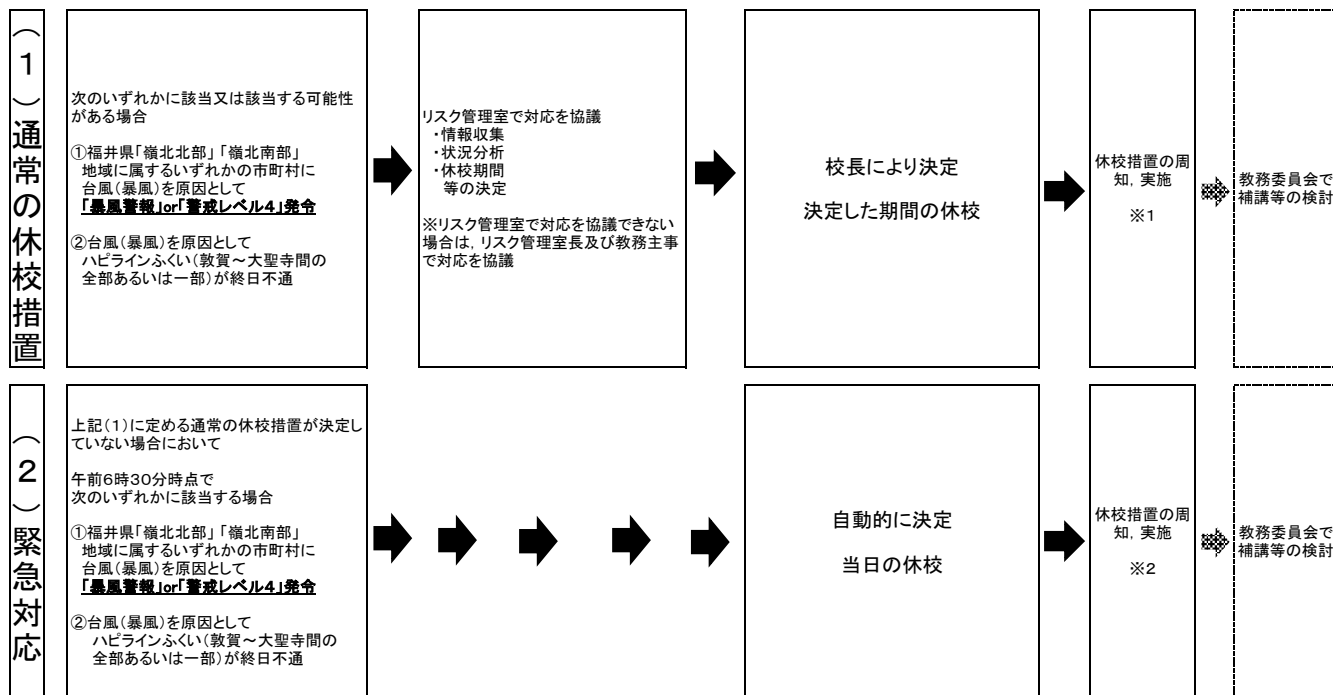
- ①テレビ、ラジオ、ホームページ等での報道機関の発表により自己判断
- ②Microsoft365 で「全学生」宛に通知
- ③さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④本校ホームページ上で通知

5. その他

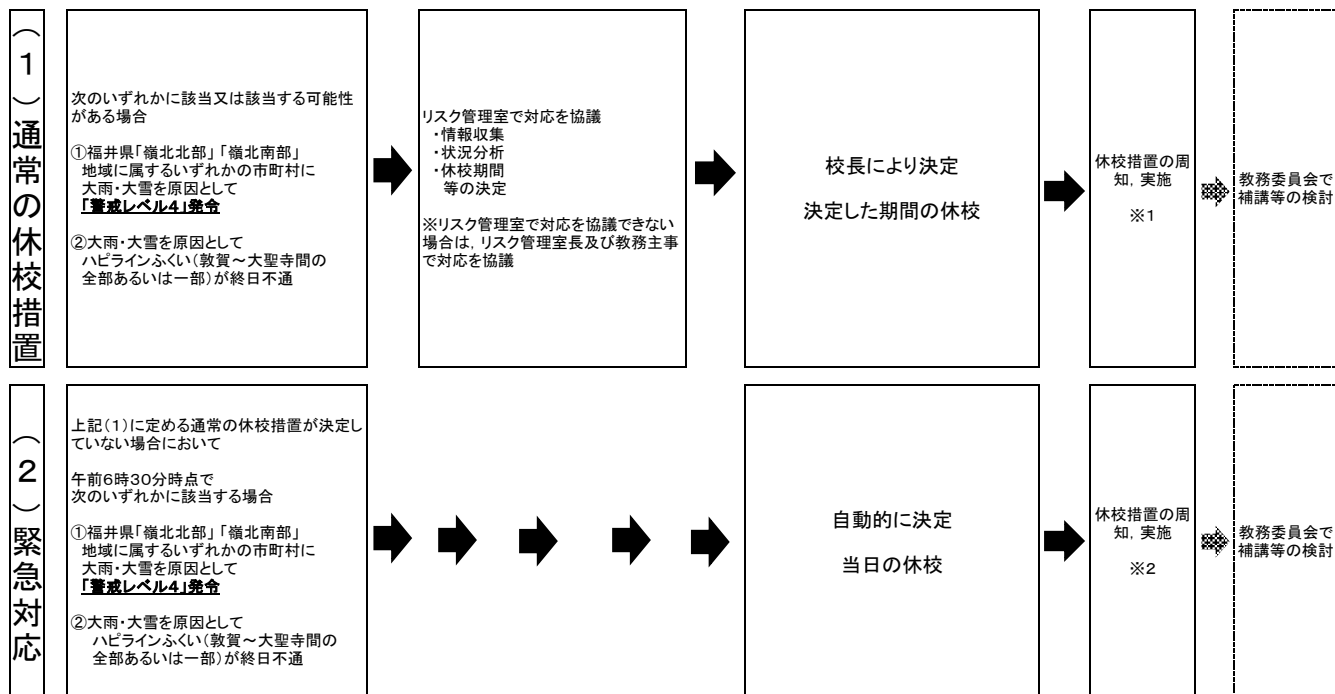
- （1）地震等不測の事態が発生した場合における休校措置等は、適宜状況を判断し実施する。
- （2）国立高等専門学校機構への報告は、「災害及び事故発生時の情報連絡体制」により措置内容について報告を行うとともに、福井県（大学・私学課）にも同様の報告を行う。

台風(暴風)及び大雨・大雪に対する休校措置について

1. 台風(暴風)の接近による休校措置の取扱い



2. 大雨・大雪による休校措置の取扱い



※1 学生等への周知方法(通常の休校措置)

- ①校内放送、学祭放送で適宜通知
- ②Microsoft365で「全学生」宛に通知
- ③さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④本校ホームページ上で通知

※2 学生等への周知方法(緊急対応)

- ①テレビ、ラジオ、ホームページ等での報道機関により自己判断
- ②Microsoft365で「全学生」宛に通知
- ③さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④本校ホームページ上で通知